

令和6年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和6年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開 催 日 令和6年7月25日（木）

場 所 埼佛会館 多目的ホール

出 席 者（12名）（敬称略）

竹村 厚子	石川 薫	城川 雅士
小林 茂	石川 和子	内田 裕子
佐藤 恵	中野 晃	中村 友理香
岡田 静佳	白土 幸仁	鈴木 正人

事 務 局 三須 総務部長
渡邊 学事課長
村松 学事課副課長
山下 高等学校担当主幹
西野 幼稚園担当主幹
相澤 専修各種学校担当主幹
山口 高等学校担当主査
儘田 幼稚園担当主査
関根 専修各種学校担当主査
松本 高等学校担当主事
益子 幼稚園担当主事
山岸 専修各種学校担当主事

- 1 開 会
定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。
- 2 諮問書の手交
諮問書（別紙1）が学事課長から会長に手交された。
- 3 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、石川薫委員、内田裕子委員を指名した。

4 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和6年度私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和6年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和6年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

- 5 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、15時41分閉会を宣言した。

令和6年7月25日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 石川 薫

委 員 内田 裕子

(別紙1)

学事第467号

令和6年7月25日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和6年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和6年度私立学校 (小学校・中学校・中等教育学校・高等学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和6年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和6年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 お待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の村松でございます。よろしくお願いたします。昨年度に引き続きまして、審議会の資料は、DX推進を図る県の方針として、原則ペーパーレスで進めさせていただきます。資料は、お手元のパソコン上で確認いただくこととなりますのでよろしくお願いたします。すでにファイルは開いた状態になっております。確認いただけますでしょうか。操作方法など御不明な点などございましたら、挙手いただければ事務局で案内をさせていただきます。

1 委嘱状の交付

○司会 はじめに、この度、新たに委員に任命されました委員に総務部長の三須から委嘱状をお渡しいたします。お席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのまま、お席でお待ちください。

〔対象委員に対して委嘱状交付〕

2 委員挨拶

○司会 今回は、令和6年度第1回の審議会であり、また、新たに委員に御就任いただきました方もいらっしゃることから、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが鈴木委員から時計回りをお願いいたします。

○鈴木委員 埼玉県議会議員の鈴木正人でございます。県議会の枠で、このたび就任させていただきました。私立学校をめぐるですね、状況は厳しいものも多々あるかと思えますけれども、この審議会を経てですね、いろんな問題点をお聞きして、私立学校発展のために尽力させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

○白土委員 県議会議員の白土幸仁と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。私の息子もですね、私立でお世話になっておりますので、何とか私立を盛り上げたいという気持ちを強く持っておりますので、ぜひとも皆さんの知見をいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○岡田委員 こんにちは。埼玉県議会議員の岡田静佳でございます。私の息子も私立にお世話になっておりまして、私立県立問わず子供たちが良い教育を受けられるように頑張っていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

○中村委員 公認会計士の中村と申します。どうぞよろしくお願いたします。会計監査も含めて学校法人には関わらせていただいているのですけれども、その中身と申しますか、運営方針の方に今回関わることができて大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願いたします。

- 中野委員 中野晃です。よろしくお願いします。2年前に当審議会の委員に選ばれまして、2年間過ぎたところで、これは再任ができますので、もう1回委員をやれという御指名でございますので、今回また引き続き委員にさせていただきました。ありがとうございます。
- 佐藤委員 はじめまして。株式会社ボイスクリエーションシユクルの佐藤恵と申します。どうぞよろしくお願いします。私ども声の力で日本を元気にということで、声磨きを世の中に広げるといふことで、日夜やっておりますが、実は、都立高校で教鞭を取らせていただいて、14年になるんですが、いつかは地元埼玉県内で何かお役に立てることがしたいなと思って、ずっとずっと都立高校の方で、教鞭をとっております。この度こういう形で埼玉県経営者協会様の枠で、今回関わらせていただいておりますけれども、いろいろな形で明るい教育を目指していけるような、子供さんたちの未来のある、将来のある若者たちのために、何かお役に立てたらなと思っております。どうぞよろしくお願いします。
- 内田委員 埼玉大学で教育学部を担当しております、内田です。よろしくお願いします。埼玉大学には、私立からいらっしゃる学生さんも大変多くて、また私立に就職させていただく学生さんも多くて、大変実りのあるお話をいただいたと感謝いたしております。どうぞよろしくお願いします。
- 石川和子委員 埼玉弁護士会所属の弁護士の石川と申します。初めて就任する委員でもあり、不慣れなこともあるかと思いますが、よろしくお願いします。
- 小林委員 皆様こんにちは。小林茂と申します。専修学校・各種学校を代表して参りました。2年間、発展のために頑張っておりますのでよろしくお願いします。
- 城川委員 改めましてこんにちは。杉戸町にあります、昌平中学高等学校、昌平学園の学園長の城川と申します。2年前にこの役をやらせていただいてですね、この2年間、実際の中高での今の現場の意見として、ちょっと大分お話の方もさせていただいておりましたが、ちょっとさらに2年間という形でそういう話を受けましたので、あと2年間、できる限りのところでやっていきたいと思っております。枠としては私立中高協会の代表として参加させていただいております。どうぞよろしくお願いします。
- 石川 薫委員 こんにちは。東京成徳大学深谷中学高等学校の校長をしております石川薫と申します。校長は2年目となりまして、またこの審議会の委員も昨年からお世話になりまして今年2年目になります。微力ではございますけれども子供たちのために頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。
- 竹村委員 こんにちは。全埼玉私立幼稚園連合会副会長として、こちらに参加させていただいております。幼稚園は越谷にあります学校法人武藤学園大袋幼稚園です。竹村厚子と申します。幼稚園も今いろいろ、認定こども園や施設給付型等々、ちょっといろいろと難しい時代になってきたのかなと思いつつながら私学助成園として頑張っている幼稚園がたくさんありますので、子供たちのためにも保護者のためにも頑張りたいなと思つております次第でございます。どうぞよろしくお願いします。

たします。

○司会 ありがとうございます。なお、松尾委員は、所用により欠席でございます。

3 事務局職員紹介

○司会 次に、事務局の紹介をさせていただきます。総務部長の三須康男でございます。

○三須総務部長 お世話になります。よろしくお願いいたします。

○司会 学事課長の渡邊和貴でございます。

○渡邊学事課長 よろしく願いいたします。

○司会 高等学校担当主幹の山下能央でございます。

○山下高等学校担当主幹 よろしく願いいたします。

○司会 幼稚園担当主幹の西野常博でございます。

○西野幼稚園担当主幹 よろしく願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主幹の相澤俊文でございます。

○相澤専修各種学校担当主幹 よろしく願いいたします。

○司会 高等学校担当主査の山口恭史でございます。

○山口高等学校担当主査 よろしく願いいたします。

○司会 幼稚園担当主査の儘田貴志でございます。

○儘田幼稚園担当主査 よろしく願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主査の関根寛之でございます。

○関根専修各種学校担当主査 よろしく願いいたします。

○司会 私は、本日の司会を務めさせていただいております、学事課副課長の村松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 総務部長挨拶

○司会 ここで、開会に先立ちまして、総務部長の三須から、御挨拶を申し上げます。

○三須総務部長 改めまして総務部長の三須でございます。本日は、連日の猛暑の中、お越しいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私立学校の振興と発展に御尽力をいただいております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、この度、再任の先生方も含めまして、新たに就任されました11名の委員の先生におかれましては、大変御多忙のところ、委員の職をお引き受けいただきました。ありがとうございます。この場は、知事より本審議会にお諮りさせていただく私立学校運営費補助金ですが、私立学校の教育条件の維持向上や父母負担の軽減などを目的とした、本県の私学助成の根幹をなす事業でございます。この補助金を各学校や園において有効に活用していただき、それぞれの私立学校が建学の精神に基づく質

の高い教育を行っていただくために、毎年度、その配分の基本方針について御審議いただいているところです。委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえていただきまして、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

5 開会

○司会 ただいまから令和6年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。本日の会議ですが、委員総数13名のうち、12名の委員の皆様方に御出席いただいております。

委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

6 会長選出

○司会 最初に、現在、空席となっております会長及び会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、条例第5条第1項により委員の互選により定めることとなっております。現在、会長及び会長代理が空席でございますので、事務局の方で進行をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記名投票又は指名推薦とすると規定されております。会長の互選に関しまして、委員の皆様から何か御発言がありましたらよろしくお願いいたします。

○石川薫委員 石川でございます。どなたもふさわしい方ばかりだと思いますが、中野委員は、これまでこの審議会の会長を務めていただいて、議事の進行を手際よく行っていただきましたので、中野委員を会長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○司会 ただいまの石川薫委員からの御意見に対して、他の委員から何か意見はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○司会 それでは、指名推薦で取り扱わせていただき、中野委員を会長とすることで、皆様、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 御異議がございませんでしたので、中野委員を会長とすることと決定いたしました。中野委員は、会長席に御移動をお願いします。

7 会長挨拶

○司会 それでは、中野会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。

○中野会長 委員の皆様方から当審議会の会長に御推挙いただきありがとうございました。

審議会会長としての大きな職責に、身の引き締まる思いであります。先ほど、三須部長の御挨拶にもあったとおり当審議会は、知事の諮問を受け、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針を定めることが、審議会の内容でございます。皆様のお力をお借りして、実りある審議ができますよう尽くしてまいりたいと存じます。委員の皆様方の御協力をいただけますよう何卒よろしくお願いいたします。

8 会長代理の指名

○司会 次に、条例第5条第3項に定めるところにより、会長代理の指名を会長からお願いいたします。

○中野会長 会長代理は、昨年度に引き続き、学校関係者の中でも経験の豊富な城川委員にお願いしたいと思います。城川委員いかがでしょうか。

○城川委員 御指名いただいたので、しっかりやり遂げたいと思います。

○司会 城川委員の了承を得られましたので、城川委員が会長代理に決定いたしました。

9 諮問書の手交

○司会 次に、学事課長から中野会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 ただいまお渡しした「諮問書」につきまして、「配布資料」の5ページに写しがございます。それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

10 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。出席委員に順番でお願いしていますが、今回は、石川薫委員、内田委員の2人にお願いしたいと思います。

続きまして、会議の公開につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。事前に事務局から連絡があったように、会場での傍聴に加え、オンラインによる傍聴を可能としています。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 それでは、異議がないようですので、公開として取扱いをさせていただきます。では、

傍聴者の入室をお願いいたします。

○司会 本日の傍聴者は、3名です。内訳は、会場が2名、オンラインが1名です。

〔傍聴者入室〕

1 1 諮問事項（3件）

（1）令和6年度私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和6年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和6年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは、審議に入りたいと思います。諮問事項は3件でございますが、これらを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 学事課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。本日は第1回目でございますので、この審議会で御審議いただき、私立学校運営費補助金について簡単に御説明いたします。着座にて失礼いたします。それでは、お手元の6ページ資料1「私立学校運営費補助金配分の基本的な考え方」を御覧ください。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。私立学校運営費補助金は、その名の通り、私立学校の運営にかかる費用について、学校の設置法人に対し県が補助を行うものであり、その目的は、ここに記載された3点ございまして「私立学校の教育条件の維持・向上」、「在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」、「私立学校の経営の健全性の向上」でございます。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。今申し上げた3つの目的を達成し、県議会で議決いただいた補助金予算を適正かつ効率的に配分するために、県はその配分方法について、毎年度見直しを行っております。本審議会では、この見直しの考え方について、「検討の視点」という形で後ほど御説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、この「検討の視点」について御審議をいただければと思います。県は、この審議内容を踏まえて、次回の審議会までに配分に当たっての基本方針の案を作成します。第2回審議会では、この基本方針案に対する答申をいただくこととなります。

次に、「3 期待される効果」でございます。こちらに記載のとおり、

（1）審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性・公平性がさらに向上する。

（2）配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、補助効果が高まる。

こうした2点の効果が期待されることから、基本方針については、本審議会の条例によりまして、知事の諮問を受けて皆様に審議することとなっております。

1 ページお進みいただいて、7 ページの資料 2「令和 6 年度私学助成について」を御覧ください。こちらは、私立学校振興のための本県の私学助成の枠組みを整理したものです。本県の私学助成は御覧のような左右 2 本の柱で構成されています。このうち、資料の左側は、今回御審議いただく私立学校運営費の補助制度です。学校の種類ごとに、予算額と生徒 1 人当たりの補助単価を記載しており、予算の総額は下部の横線の下に記載のとおり、約 3 3 2 億円となっています。本審議会では、このうち、国の制度ですでに配分方法が定まっているものなど、1 7 億円を除く、3 1 5 億円分の補助金の配分について、審議いただくこととなります。

続いて資料の右側を御覧ください。こちらは本審議会でも御議論いただく対象ではありませんが、私学助成のもう一方の柱である、父母負担軽減事業補助制度を記載しています。参考までに簡単に説明しますと、この補助制度は、生徒や児童の保護者の経済的な負担を軽減するために、学校の授業料や施設費などを県が学校を通じて保護者に補助する制度です。例えば、高校では、年収約 7 2 0 万円未満世帯までの授業料の実質無償化を行っています。また、幼稚園では、補助額に上限があるものの、3～5 歳児の全世帯の保育料を無償化しています。専修・各種学校においても、多子世帯などの条件を満たす世帯に対して支援を行っています。本県では、こちらの父母負担軽減事業補助と、今回御審議いただく運営費補助の二本柱で、私学振興のための助成を行っているところです。私からの説明は以上でございます。

この後、各担当から諮問事項について御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局 高等学校担当の山口と申します。私からは、諮問事項の(1)「令和 6 年度私立学校(小学校・中学校・中等教育学校・高等学校)運営費補助金配分の基本方針について」を御説明します。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

資料は 8 ページの資料 3-1 からとなります。まず、この資料 3-1 で現行の基本方針を御説明します。続いて、委員の皆様特に御審議いただきたい内容をまとめました資料 3-2「配分の基本方針に係る検討の視点」を御説明します。

それでは、「資料 3-1」の令和 5 年度私立学校運営費補助金配分の基本方針を御覧ください。

「1 配分の基本的な考え方」です。運営費補助金の配分には、「基礎配分」と「政策誘導配分」、「特別補助」という、3 つの枠組みがございます。「基礎配分」は、人件費や光熱水費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分です。「政策誘導配分」は、教育条件の向上や特色ある教育の実施といった、県が進める施策を促進するための項目に基づく配分です。「特別補助」は、国が設定した事業などを実施した学校に対して補助するものです。

なお、ただいま御説明しました「1 配分の基本的な考え方」は、幼稚園と専修各種学校も共通の内容でございます。

次の9ページを御覧ください。赤で囲われた項目は、この後、「検討の視点」でお示しする項目となります。

まず、「2 基礎配分」について説明いたします。「(1)高等学校」は、次の「(2)中学校」、「(3)小学校」の2つと配分方法が異なります。高校では、配分項目の欄にあります、①人件費から④設備関係経費の4つの項目に応じた、前年度の決算額を用いて算出する「補助対象経費方式」という、経営実態を反映しやすい配分方式を採用しています。小学校・中学校は「生徒数割」という、生徒1人当たりの補助単価に、生徒数を乗じて算出する単価方式という配分方式を採用しています。

次の10ページをお開きください。「3 政策誘導配分」です。政策誘導配分は全部で10項目ございます。上から順に御説明します。

まずは、①の生徒納付金水準補正についてです。生徒保護者の方から学校に対して納入している授業料や施設費など、生徒納付金が低い学校に加算を、高い学校に減算をすることで、生徒納付金の上昇を抑制し、父母の負担軽減を図るものです。

②の小規模校加算は、生徒数が720人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化、教育環境の充実を図るものです。

③の学級規模補正は、生徒数が40人以下の少人数学級に加算することで、少人数学級の編成を誘導し、教育環境の向上を図るものです。

④統合型校務支援システム導入推進加算は、システム導入により、校務事務の効率化を図り教育環境の向上を図るものです。

⑤の本務教員充足加算です。本務教員とは週5日以上勤務する常勤の教員のことです。この加算は、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものです。

⑥の特色教育促進加算は、海外留学など特色ある教育を行う学校に加算することで、グローバル人材の育成など、特色ある取組を促進するものです。

1ページ進んで、11ページを御覧ください。

⑦のICT活用教育推進加算は、ICTを活用した教育を推進するための経費に加算配分するこ

とにより、ICT機器を活用した新しい教育を推進するものです。

⑧の教員資質向上加算は、教員を外部機関の研修に派遣した学校に加算することにより、教員の資質向上を図るものです。

⑨の定員超過調整は、定員超過の学校を減算することにより、収容定員の順守を誘導し、適正な学校運営の確保を図るものです。

⑩の新型コロナウイルス感染症対策特別配分は、新型コロナウイルス感染症対策の取組に配分することにより、感染リスクの低減と教育活動の継続を図るものです。

以上が政策誘導配分でございます。

続いて、12ページを御覧ください。最後に「4 特別補助」として、「教育改革推進特別経費」を設けております。

これは、ICT教育環境の整備やスクールカウンセラーの配置による教育相談体制の整備などといった、国が設定した事業を実施した学校に対して配分するものです。

今年度に国が改正した内容は、「教員業務支援員の推進」の新設、「ICT教育環境の整備推進のうち、児童生徒1人1台端末の整備を含むもの」の単価を増額、「次世代を担う人材育成の促進」に「外国人入学生の受入れのための環境整備に関するもの」を追加の3点となっています。

資料3-1の説明は以上です。

それでは、1ページお進みいただいて、13ページを御覧ください。資料3-2「令和6年度 配分の基本方針に係る検討の視点（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）」です。

最初に補足しますが、この資料3-2で中学校と記載されている中には、今年度から新しく設置された、「中等教育学校」の前期課程も含まれます。

それでは、検討の視点を御説明します。

1つ目は高等学校の基礎配分の計算方法についてです。

まず、＜現状と課題＞です。近年、物価が上昇してさまざまなサービスや物品が値上がりしており、物価高騰の収まる兆候が見られません。高校の基礎配分は、各校の前年度決算額を基に補助率を乗じて算出している、つまり、前年度の物価水準での支出を基にしているため、今年度の物価上昇は反映されません。今年度に配分する補助金として、より適切な計算の方法はないだろうかという課題があります。

この現状と課題への対応案が次の＜方向性＞でございます。基礎配分の対象経費は「教育研究経

費」「管理経費」「設備関係経費」「人件費」の4つあります。このうち、人件費は、物価が上昇すると直ちに賃金などが上がるわけではないので対象外としますが、残りの3つは対前年比の物価上昇率を見込んで計算してみてもいいかというものです。具体的には、資料にあるイメージのとおり、現在の計算方法の中に物価上昇率を乗じるという形を想定しています。

2つ目は新型コロナウイルス感染症対策特別配分についてです。小中高の全てが対象です。

まず、〈現状と課題〉です。新型コロナウイルス感染症は昨年度に5類に移行して、既に社会経済活動の正常化が進んでいる状況です。

そこで、〈方向性〉でございますが、新型コロナウイルス感染症対策特別配分はその役目を終えたので、廃止しようとするものです。

次の14ページにお進みください。3つ目は特色教育促進加算についてです。これも小中高の全てに関係します。

まず、〈現状と課題〉です。政策誘導配分の特色教育促進加算は、予算額の範囲内で配分できるよう、それぞれの項目に補助上限額を設けています。ただ、その補助上限額が低いことで、補助対象経費に対する補助率が低く、政策誘導効果の限定される項目があります。

そこで、〈方向性〉でございます。高等学校で補助率の低い項目を具体的に挙げると、「特色ある英語教育・英語以外の外国語科目の実施」と「高度IT人材の育成に向けた情報教育の実施」の2つです。2つとも補助率が半分以下、50%を下回っています。この2つの補助上限額を増やして、補助対象経費の半分以上を運営費補助金で補助できれば、政策誘導効果も確保できるのではないかと思います。また、小・中学校は、高校と配分基準が異なるので、高校と同じように補助率の計算ができないのですが、「特色ある英語教育・英語以外の外国語科目の実施」の1項目は、小・中学校にもありますので、高校と同じ分だけ補助上限額を増やしてはいいかというかと考えます。

4つ目は中学校の生徒納付金水準補正についてです。

まず、〈現状と課題〉ですが、先程「資料3-1」で御説明しましたとおり、中学校と高等学校では「生徒納付金水準補正」を設定しています。現在は、中学と高校で同じ基準で加算・減算を決めています。ただ、高校は公立と私立で入学できる生徒数の比率が決まっているため、これを資料にある公私比率といいますが、この比率のために、やむを得ず私立に入学する生徒もいるという現実があります。一方、中学校は義務教育ですので、公立を希望する生徒は全員公立に入学できます。私立中学校は、特色のある教育内容などを求めて希望する人だけが入学しています。このような高

校と中学の違いがあるのに、生徒納付金の抑制方法が同じでいいのか、検討する必要があると思います。

そこで＜方向性＞ですが、入学希望者の期待に応えられる学校運営のため、学校が経営判断の選択肢を幅広く確保できるように、中学校は現行の基準から緩和してみたいかというものです。文字では分かりづらいので、改正案を具体的にお示ししたいと思います。次の15ページを御覧ください。左側の表が現行の基準です。県内の平均額である62万円以上67万円未満を境に、生徒納付金の少ない学校は加算を、多い学校は減算をしています。県内平均を超えるとすぐに減算となっています。これを、右側の表の改正案のように、平均額からある程度の幅は加算も減算もしないことで、学校が適正な生徒納付金を設定できるようにしたいと思います。ただ、あまりにも生徒納付金額が高額になることを抑制するため、減算しない幅は表の中央の値から1.3倍に当たる区分までとします。「82万円以上87万円未満」を現行の「67万円以上72万円未満」と同じ減算額として、1区分上がるごとに15,000円ずつ減算額が増えていきます。このようにして、基準の緩和と同時に、保護者の経済的負担の軽減を引き続き図ろうというのが、改正案でございます。

以上が資料3-2の説明です。私からの説明は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の西野と申します。続いて、幼稚園の「運営費補助金配分の基本方針について」、御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

16ページの資料4-1を御覧ください。最初に、「令和5年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針」を、御説明申し上げます。

まず、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、高等学校と同様の配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式をとっております。

1ページお進みいただいて、17ページを御覧ください。2の「基礎配分」では、「①園児数割」から「⑤満3歳児数割」まで5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する、単価方式を採用しております。

①の「園児数割」は 補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。

②の「園割」は、すべての園に一律に定額を配分するものです。

③の「常勤教員割」は、一定のルールによって求めた常勤教員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

④の「常勤職員割」は、一定のルールによって求めた常勤職員数に補助単価を乗じて得た額を配

分するものです。

⑤の「満3歳児数割」でございますが、通常、園児は3歳に達した後の4月に入園しますが、満3歳になった時点でも受入れが可能となっております。この満3歳児の受入れを行う幼稚園に対し、補助単価に満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

なお、③の常勤教員割につきましては、後ほど「令和6年度の配分の基本方針に係る検討の視点」で改めて御説明させていただきます。

続きまして、3の「政策誘導配分」について、御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で12項目ございまして、①から⑧までの8項目と⑫の合計9項目は加算により、また、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものです。

①の「3歳児保育促進加算」でございますが、きめ細かな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

②の「ティーム保育促進加算」でございますが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細かな保育の促進を図るものです。

③の「園児納付金抑制加算」でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するものでございます。

④の「1種免許状保育促進加算」でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものです。

1ページお進みいただいて、18ページをご覧ください。

⑤の「小規模園加算」でございますが、実員が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものです。

⑥の「安全管理対策加算」でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分するものです。

⑦の「学校関係者評価加算」でございますが、学校関係者評価を実施する幼稚園に加算するものです。

⑧の「人材確保加算」でございますが、県と全埼玉私立幼稚園連合会の共催する合同就職説明会に参加した幼稚園に加算することにより、人材確保の推進を図るものです。

続きまして、⑨から⑪は減算調整の項目でございますが、⑨の「定員超過調整」は、収容定員を超える幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものです。

⑩の「高額給与調整」でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものです。

⑪の「剰余金保有調整」でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものです。

最後に、⑫の「新型コロナウイルス感染症対策加算」でございますが、感染症対策に取り組む幼稚園に対して、国の補助など他の補助と補助対象経費が重複しないものを補助対象として加算するものです。

なお、③の「園児納付金抑制加算」、⑫の「新型コロナウイルス感染症対策加算」につきましては、次の「令和6年度の配分の基本方針に係る検討の視点」で改めて御説明させていただきます。

1 ページお進みいただいて、19ページの資料4-2「令和6年度の配分の基本方針に係る検討の視点（幼稚園）」を御覧ください。検討の視点として、3点挙げさせていただきます。

1点目は、「常勤教員割について」でございます。

<現状と課題>でございますが、常勤教員割は、私立幼稚園の経費に大きなウエイトを占める教員人件費を補助することにより、経営の健全性を確保することを目的にしております。現在、クラス数に幼稚園規模に応じて2又は3を加算した人数を加算対象人数の上限として、実教員数に経験年数等は考慮しない一律の加算額を乗じて、配分額が算定されております。しかしながら、私立幼稚園には常に保育・教育の質向上が求められている一方で、近年では人材確保が課題となっているところでございます。

<方向性>でございますが、優秀な教員の定着につなげるため、これまでの一律の加算額を見直し、一定の勤続年数以上の常勤教員に対しては加算額の上乗せを行ってはどうか、というものでございます。

2点目は、「新型コロナウイルス感染症対策等加算について」でございます。

<現状と課題>でございますが、新型コロナウイルス感染症は昨年度5類に移行し、社会経済活動は正常化が進んでおります。

そこで、<方向性>でございますが、「新型コロナウイルス感染症対策等加算」を廃止してはどうか、というものでございます。

続きまして、1ページお進みいただいて、20ページを御覧ください。3点目は、「園児納付金抑制加算について」でございます。

<現状と課題>でございますが、私立幼稚園は特色ある教育を実施するため園児納付金を自由に設定できることになっておりますが、現行の配分基準では、園児納付金を抑制することに対して補助を出しているため、私立幼稚園の自主性を阻害する一因になっているところでございます。また、私立幼稚園の保育料については、全国一律で月額2万5,700円までの無償化が図られておりますが、一方で、入園料やその他の納付金については保護者負担があることから、保護者負担の軽減という観点も求められているところでございます。

そこで、<方向性>でございますが、私立幼稚園が地域の保護者に選ばれるための特色ある教育の実施にあたり必要な保育料の確保をしやすいとともに、引き続き保護者負担の軽減を図るという観点から、下記の図にありますように園児納付金の算定に当たっては保育料を除いてはどうか、

というものでございます。納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合に、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するという仕組みに変更はございません。

御審議いただく内容につきましては以上でございますが、令和6年度予算として県議会で御議決いただきました「特別補助」について、昨年度からの変更点2点を御報告させていただきます。

まず1点目、「教職員処遇改善事業」でございますが、教職員を安定して確保することで、幼児教育の質を向上させるため、処遇改善の実施状況に応じて配分するものです。これまで月額9千円を上限額にその4分の3を補助していましたが、今年度から、この9千円の上限額を撤廃し、実施いたします。

2点目といたしまして、今年度から「こどもの発達カウンセリング支援事業」を新設し、実施いたします。発達が気になる子供の受入れに当たって対応に苦慮されている幼稚園が多いことから、子供の発達について、保護者や教職員の不安を解消するために心理士等から専門的な助言を受ける幼稚園に対して補助するものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の相澤でございます。続いて、専修各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。大変恐縮ですが座って説明をさせていただきます。

21ページの資料5-1を御覧ください。「令和5年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針」でございます。

「1 配分の基本的な考え方」については、他の学種と同様、「基礎配分」と「政策誘導配分」、「特別補助」の3つの枠組となっています。1ページお進みいただいて、22ページを御覧ください。

まず、「2 基礎配分」でございますが、①生徒数割、②教職員数割としております。

これは、予算に基づき設定された①生徒数割及び②教職員数割の配分単価に、生徒数又は教職員数を乗じて配分するものです。

次に、「3 政策誘導配分」についてですが、①～⑤の5つの指標に基づき加算配分をし、政策誘導を図るものです。

①専任教員充足加算については、2つの基準となりますが、基準を超える専任教員を配置している学校、専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校への加算でございます。いわゆるその学校の専属の教員となる「専任教員」の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

②保健安全対策・教育環境整備加算については、学校施設・設備の整備を通じて、保健衛生・安全対策の徹底、教育環境向上を図るものでございます。具体的には、防犯・防災設備の設置など「生徒の安全確保対策」のほか、「快適な教育環境の確保に要する施設整備の維持」、「ICT導入による教育環境整備」に係る経費の金額に応じて加算を行います。

③教員資質向上加算は、教員の外部研修の参加費負担に対して加算するもので、教員の資質向上

を図るものでございます。

④職業実践専門課程認定加算は、企業と連携し、企業ニーズに沿った実践的な職業教育を推進する専門学校の取組を支援するもので、国の認定を受けた学校に対して加算を行うものでございます。

⑤学校医配置加算は、学校医を配置し、保健計画等の立案に参加している学校に対する加算となっており、学校における保健管理体制の充実を図るものでございます。なお、本加算につきましては、後ほど御説明をいたしますが、令和6年度の配分に当たって、一部見直しを図らせていただきたいものでございます。

1 ページお進みいただいて、23 ページを御覧ください。

続きまして、資料5-2「令和6年度配分の基本方針に係る検討の視点（専修各種学校）」でござ

います。

検討の視点として、「学校医配置加算の見直し」でござ

います。まず、〈現状・課題〉でござ

います。社会の変容の中、学生の抱える悩みが多様化し、深刻化する傾向が見られます。こうした学生の様々な悩みや問題に対して、教職員を中心に対応しているが、教職員の負担増や複雑な問題に対応することが難しいといったケースも見られます。そこで、学生や保護者に対してきめ細かく対応するため、学校は教育相談体制を充実することが求められています。そのために、学校は専門家の活用により、複雑な問題への対応力を向上させるとともに、教職員の対応力向上を図ることが必要です。

このようなことから、〈方向性〉として、学校における保健管理体制や教育相談体制の充実を図るため、「学校医配置加算」について、従来の「学校医」に加え、「スクールカウンセラー」を配置する学校に対して加算措置を行うことはどうか、というものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中野会長 要点をついた丁寧な説明をありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容について御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いします。挙手をしていただければ私が指名しますので御発言をお願いします。

はい、委員。

○委員 すみません。ありがとうございます。何点か質問、確認含めてですけれども、まず14ページの生徒納付金水準補正（中学校）についての現状の課題の中で箇条書き2つ目の2行目。一方、中学校は義務教育のため公立学校の受け皿があり、希望者のみが私立中学校に入学するという、この考え方、私そもそも考えが違うというふうに考えております。というのはですね、例えば不登校、いじめがあったり、距離が遠い近いところの私立がある、そういったこともあるので、要は希望せざるを得ない方っていう必ずいらっしゃると思うんですね。これは明らかにやはり私立の中学校は公立学校に行けない子供たちの受け皿に間違いなくなっているというふうに考えています。そういった観点から考えると、正直不登校だったり、いじめだったり、そういったいろんな様々な環境が

あって、公立に行けない人を否定している文章になると私は考えますので、この文章そのものの考え方をちょっと改めていただきたいと考えます。この考え方があるから、どうしても運営費補助を抑制するというには私は繋がっているのではないかなと。やはり、この考えをまず改めていただかなければ、私立の中学校に行かざるを得ない方々がいて、ですので運営費補助金を抑制する、その材料にしているその受け皿があるから抑制していいんだというような考えに繋がってくると考えますので、そこら辺は少し考え方を改めるべきではないのかなというところがまず1点。

次、ちょっとページが戻るんですけども、13ページですね、基礎配分の計算方法についての物価上昇率の件なんですけど、これはやはり物価上昇に、適切に対応していかなければならないと思いますので、その中で1年ごとに見直すっていうと、やはりかなり今の上昇率には追いつかないのではないかなと思います。ですので、四半期に1度ぐらい見直していかないとなかなか厳しいかなと。せめてやはり、ある程度、先を見ながら物価スライドをしていかないと、土木関係の建設工事物価スライドを適切にやっていますし、終わった分も物価スライドというものがあって、物価上昇分は、建設工事だったら、お金を払った後も物価スライドして、ある程度その面倒を見るっていうのがあるんですが、そういうものも含めてのものなのか。あとはどのぐらいの感覚でこういった物価スライド、物価上昇率を考えているのかをお聞きしたい。

あともう1点ですね、専修学校、各種学校ですが、こちらの方の中で、カウンセラーを導入するところの加算措置に関して、これはそもそも、専修学校各種学校協会から要望があつてのことなのか。専修学校各種学校というのは、これからやはり職業教育が、非常に重要な地位を占めているところで、もっと何か専修学校各種学校に支援するのは他にもあるのではないかとちょっと私たちは考えるんですけども。もうこれが唯一求められて、これをまずやる理由を考えていくつか検討してもこれなのか、それともこれはもう求められているのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

○中野会長 以上3点について事務局の説明を求めます。

○事務局 私の方から中学校と高等学校について説明をさせていただきます。

まず生徒納付金水準補正の関係でございます。現状と課題の記載につきましては、断定した表現となっております、大変失礼いたしました。委員がおっしゃっていただいたとおり、私立中学に行かざるを得ない、そういった方というのはいらっしゃるかと思います。それに対して、こちらの改正案でございますけども、15ページで御説明させていただいたとおり、改正後の方で、例えば62万円未満の欄につきましては、一切変更はせず、引き続き生徒納付金を抑制している学校につきましては、加算をいたしまして、応援を引き続きしていくものでございます。また、先ほど申し上げましたけれども、全く減算しないということではなく、少し生徒納付金の高すぎる学校については引き続き減算をします。そのため、私立中学校へ入学せざるを得ない方についての配慮も今後も引き続き行っていきたいと考えております。こちら生徒納付金の関係の回答でございます。

続きまして、資料13ページ、基礎配分の計算方法についてでございます。こちらは委員のおっしゃるように、ずっと物価上昇が続いておりまして、なかなか、どこまで続くのかという状況でございますけれども、運営費補助金というのは、年度で3回払うんですけども、四半期ごととかそういった細かく計算ができない状況でございます。事務局で今考えておりますのが、対前年比で物価上昇率を計算しまして、例えば2%とか、そういったものをですね、こちらイメージの方に書いてあります。物価上昇率ということで、乗じて計算しようと考えているものでございます。以上が私からの回答になります。

○事務局 専修各種学校担当からお答えをさせていただければと思います。まず今回の学校医加算にスクールカウンセラーというところですが、事前に埼玉県専修学校各種学校協会といろいろ意見交換をさせていただきながら、今回、政策誘導配分を設けたらどうかということで、調整をさせていただき、今回、お諮りをさせていただいているものでございます。

それと先ほど委員の方から御意見をいただきました、専修各種学校で職業教育を実施しているということで、その他にも必要な措置があるのではないかとということですけども、我々としては、平成30年に政策誘導配分の一つでございます、職業実践専門課程という加算を設けました。こちらにつきましては、職業教育を推進する上で、広く企業や団体と連携した実習や実技を通じまして職業に必要な実践的授業を重視するというので、いわゆるこれが専門学校の、職業教育の維持向上を図ることを目的ということでやっていただいているものでございます。こういった加算措置を設けておりますので、まずはこちらの導入校をどんどん増やしていくようなことをまずは考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

まず1点目の私立中学校の生徒納付金水準補正、これ私の言っているのは、要は、考え方を改めていただきたいということなんですけども。次のページの補助の関係に関しては、これはそれでそういう形で政策誘導されるっていうのは考え方としてはいいのかなと思うんですけど、まずは公立学校という受け皿があって、希望者のみが私立中学校に入学するという考え方をまず改めることが、そのスタートになり、やはり運営費補助とかそういったものの考え方も変わってくると私は考えます。その考え方を改めていくっていうことでよろしいかどうかということを確認させていただきたいというふうに思います。

そして、物価上昇に関してなんですけども、3回お支払いされるということございますので、そういった意味ではですね3回タイミングがあるので、それほど物価に関して、計算が難しいわけではないと思いますので、そこら辺はフレキシブルにやれないのかなというのが、単純な考えなんですけども、やはりやらない理由ってのが、総予算が決まっているからということなのかどうか、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

最後の専修学校の件なんですけども、職業実践専門課程に関してまさにですね、公立の高校はな

かなか専門教育をふやせない状況の中で不都合はやはり公立学校が多い中で、非常に重要なこの専門職を学ぶ学校でございますので、ここはどんどんやはり伸ばすべきではないかなということを上上げて、回答は結構でございます。

○中野会長 最初の2点についてお答えできますか。

○事務局 中学校の生徒納付金水準補正につきましては、こちらの考え方につきまして改めさせていただければと思います。先ほど委員がおっしゃったとおり、入学せざるを得ない方というもいらっしやるかと思います。このあたり、断定的な口調で大変失礼いたしました。

基礎配分の計算方法についてですけれども、こちらは確かに3回払う対応がございますので、こちらはどのような形で、物価上昇率を反映させるかにつきましては、こちらの意見いただきましたので、第2回までにこちらは我々の方で検討させていただきまして、改めて回答させていただければと思います。以上でございます。

○中野会長 では、委員。

○委員 今、委員の方から水準補正についてのお話がありました。

その部分で、ちょっと私も先ほどの説明で気になったことがありまして。

現状と課題のところ、中学校に関しては、委員が申されたように、公立学校の受け皿としての私学というような説明だったんですが、この高校には先ほど、公立と私立では公私間比率があるので、私立が受け皿にならざるをえない場合があるというような御発言があったかと思います。

やはりちょっとその考え方っていうのも根本的に、我々特に私学の人間からすると違うのではないかと。これはちょっと申させていただきたいと思います。実際そういう時代はあったかと思うんですが、現在、やっぱり私学を取り巻く環境というか教育環境自体がすごく様変わりしている状況で、本当に様々な教育を各学校が工夫してやっていかなければならない現状だと思います。どっちが受け皿とかそういう話ではなくて、どうしてもある程度リーズナブルにコンパクトな教育をやっていくっていうのを求められる部分もあるかと思いますが、かなりもうICTとか思いっきり駆使したような形で特徴的に、もうある意味、中高生にも多くの体験をさせるということで、教育費なんかに関してもある程度学校がお金かけて指導していかなきゃいけないケースっていうのもあるかと思います。

私はちょっと根本的にこれ今までも何度も申してきたんですが、納付金のいわゆる抑制方針ということ自体が、今の現状の、今の時代に合っているのかどうかっていうところ。ここで来年度に、今年度のそのところを反映させるっていうのが現実難しいと思いますし、実際そういった意見の中で中学校の納付金の水準の見直してっていうのはしていただいたというふうに、解釈はしております。でも実は中学校に関して言うと、まずこの抑制方針ということが私立中学校ってまず根本にあるものなのかどうなのかっていう。これ埼玉県においては、中学生の抑制方針っていうのが当たり前のように、これ小中高って同じように扱われているんですが、やはり私立中学校っていうのは、

やっぱり私立中学校で特殊な教育を受けたいという方が望んでおられる場なので、そこで例えば校納金を上げることによって、まず減額が発生しているっていうこと自体、ちょっとどうしても何とか論理的に納得感がどうしても持てないというのが本音です。今ルールの中では例えばI B教育をやっているところはいわゆるカットから外されるとかっていう明確なものだけは今出ているんですが、でも実はI B教育だけじゃなくて、そういった特殊な教育でお金のかかる教育っていうのは多々あるんですが、そういったところは、ちょっと減額されているっていう状況がやはり、これはちょっと少し先の、今後に向けてなんです、ちょっと抑制方針というのが本当にこのまま続いているのかどうかっていうことをちょっと一つ、議論というかですね、やっぱり考える一つのきっかけにして欲しいなと思っています。でも実はこれは高校にも同じことが言えまして、高校も先ほどのように、私立が公立の受け皿である時点であるならば、当然そういうような抑制方針っていうのがあってしかるべきなんですけど、やはり高校教育の方も特殊なものを求めている保護者も多くおられます。これは逆に公立がいいと思う方は公立に行けばいいし、私学の教育を求められるものは、私学に来ればいいんですが、ただやはりそこで、今これも時代が大きく変わってきてその人件費の問題。ICT教育であるとか、もういろんな取り組みにいっぱいお金がかかる状況の中で、特に教員の確保がものすごく大変ですね。そんな環境の中で、ちょっとこの水準補正というものは、ちょっと埼玉県は厳しすぎるかなというのが本音です。

ちょっとそこでもう少しすいません。具体的な話で。ちょっと議員の方もおられるところで大変恐縮ですが、7ページの資料に、小中のいわゆる生徒1人当たりの運営費補助金の額が出ておりますが、例えば我々、中高なんで中高の数字で申しますと中学校の例えば25万3,931円とあります。これ、いわゆる国からの財源措置額としては、これ多分35万を超えています。もう全国の中で中学校の運営補助金っていうのは埼玉県断トツでビリです。高校以上に断トツでビリです。30万を下回っている県っていうのはまずない状態。今回いわゆる抑制方針の水準補正を緩めてもらいましたが、それにもかかわらず、授業料を上げると減額されるっていう事態が、やはり学校現場をものすごく苦しめている状況である。結果的には教育力を下げることにつながる状況になるということをお話させていただきます。さらに言うと、私立中学校のおそらく全国の埼玉県と同じこの学納金計算でいくと、平均額って、おそらく67、8万だと思うんです。高校の方だと多分70万ぐらいだと思うんです。そんな中で、結局全国平均の学納金を取ると減額をされ、さらに運営費補助金が全国で一番埼玉県が低いっていう状況っていうのは、これちょっと実は私立学校の運営がものすごく今苦しい状況が続いておまして、ただ、これはこの審議会の中は、どうしても予算の中の内訳的な話になるので、根本的な解決にはならないと思うんですが、ただ論理性で言うと、その状況の中でやっていかなきゃいけない私学が授業料を上げると減額されるっていうこと自体は、これはもう全国の他県と比べると教育力をものすごく削がれる状況になっているということはちょっと。

すいません先ほどのお話から、反転させてちょっと申しましたが、ただ、そういった現状という

のはぜひ御理解いただきたいと思います。

例えば大阪が今年度から、いわゆる授業料無償化で校納金を全部無償化ってやっていますが、あれはだから入学金を抜いた、いわゆる校納金としての金額で、あれが63万。大阪はいわゆる、全部それ以下にしろとって、それに抵抗している学校もありましたけど。今63万っていうのこれ、63掛ける3にさらに入学金を乗せた金額になりますんで、学校運営のお金って実はやっぱり埼玉県も細かくないんで言ったら70万超えるところのラインが設定されているものだと思うんですね。ですから、ちょっとそここのところで言うと、私立中学校なんかも、これなんかは根本的に授業料抑制方針というのは中高ともそうですけど、私立学校を埼玉県の中で発展させようとしてるのか、それともただの受け皿にしようとしてるのかっていう、もうそこに話がいつてしまうというようなところなんで、ちょっと全体的な、その方針という考え方というのをちょっとぜひお考えいただきたいと思います。

○中野会長 委員からの発言についてお答えください。

○事務局 委員からお話いただいたところでございますけれども、現状、県の方針としましては、先ほど委員からもお話ありました通り、やむを得ず私立学校に入学する方がいる。そういった方のために、生徒納付金というものにつきまして、抑制していく、父母負担の軽減を図っていくという姿勢でございます。中学校につきましては、高校と同じ力で抑える必要があるのかどうかということで、今回改正の案を出させていただきましたが、今後につきましては引き続き、こちら高校と中学同様、私立の方に行かざるを得ない方がいらっしゃる限りは、生徒納付金に抑制方針というのは、引き続き、行っていきたくて思っております。以上でございます。

○中野会長 部長か課長から何かありますか。

○事務局 ありがとうございます。生徒納付金の配分の話につきましては長年、課題として受けとめさせていただいているところでございます。様々な意見があります。またこちら側の表現がちょっと過激過ぎたというのは大変お詫び申し上げます。いずれにしても、様々なお考えのもとに私立を選ばれる生徒さん、公立選ばれる生徒さん、いらっしゃるというのは、私どもも承知しておりますので、表現が悪くて大変申し訳ございませんでしたが、考え方はおそらく私どもと同じ考えを持っていると思います。ただあとは予算と、それぞれの保護者側の費用負担ということ考えたときどうなのかということも含めて、引き続きいろいろと協議をさせていただければと思います。

○中野会長 今年度の配分方針なので、委員からの意見は執行部で受け止めていただいて御検討ください。

○委員 水準補正の今回の案については、大変感謝しておりますのでそれだけひと言、申させていただきます。

○中野会長 中学校は緩和するということで良いんですね。

○事務局 はい、水準補正を緩和いたします。

○委員 委員のお話、私もよくわかりますし、全国に比べて大変厳しい状況にあるのは是非理解いただきたいと思います。一方、例えば私立の中には納付金をできるだけ抑えて、父母負担を軽減している学校もございます。是非、そういった学校には、教育条件の維持向上とか、あと経営の健全性を高める上でも補助金については是非努力している学校があるということで、御理解いただけるとありがたいと思います。お願いいたします。

○事務局 承りました。検討させていただきます。

○中野会長 はい、委員。

○委員 ありがとうございます。13ページなんですけど。基礎配分のところで、物価上昇ですね。人件費は除くということだったのですが、物価高で先生の生活が苦しくなっていて、実際ここが一番重要なのかなと思っているのですが、本当に教員確保が非常に大変な中で、報道によると公立学校が給料上げるといような方針が出ていますので、公立学校の先生の給料が上がると、ますます私立に先生が来なくなりますので、ちょっと物価高って扱いになるかわかりませんが、人件費も上げる方針も入れた方が良いのではないかなと思っています。私立幼稚園も一緒ですよ。やっぱり人材確保に大変。私なんかは所沢市っていう県境に住んでいるんですけども、もう東京都がもう、それこそ高校は無償化、保育園の先生もどんどん採るみたいな、そんな感じなのでちょっと人件費に重点を置いていただけないかということが1点、質問させていただきます。

次の14ページの特色教育促進加算についての方向性の中で、英語教育と英語以外の外国語科目、あとIT人材育成なんですけど、まず、英語教育については比較的必要があると、昔からあるんですけども、第2外国語をやりたいっていう中高生は、私はあまり聞いたことがないんですね。無理に第2外国語にお金をかけるのであれば、要は需要が少ないということは必要ないわけですから、例えばスポーツとか文化とかもっと足りないところに予算を配分した方がいいのではないかなというのが、1つです。それから、高度IT人材の育成に向けた情報教育の実施なんですけれども、情報処理の専門、例えば専門学校とかには、いっぱいお金をむしろ上げて欲しいんですけども、普通科とかはあまりそういう需要がなくて子供って結構パソコン与えればどんどんできてしまうんですけども、ただ問題は、私立は、パソコンの整備環境が公立に比べて悪いんですね。公立の中学校なんかは全部タブレットを配布されているわけなんですけども私立は保護者負担だったり、学校負担でやっていますから、まずWi-Fiが繋がらないとかそういった問題があり、うちの子供の学校もそうですけど、教育よりもむしろ環境にお金をやったほうがいいのか。その誘導するっていうことはそこにお金を、無理に税金を投入することになりますので、足りないところにお金を融通すべきじゃないかなと思いますけども、大きく2点質問させてください。

○中野会長 事務局、どうぞ。

○事務局 御意見ありがとうございました。まず基礎配分の人件費の方についてなんですけれども、人件費につきましては、こちらですね、先ほど説明させていただきましたけれども、ただちに反映

するものではなくてですね、賃金交渉等を通じて、人件費が伸びていくものと思われまして、現時点で決算額等を見させていただいても、特に金額がですね急激に、改正しなきゃいけない急激な伸びというのは現状見られていない状況です。ただ、これ物価上昇、現在続いておりますので、今後もしそのような何か特別な対応が必要な状況になりましたら、改めて考えさせていただきます。現時点では特に急激に伸びているところは現状は見られていない状況でございます。そちらが1点でございます。

もう1つ。特色教育活動につきましてですね、第2外国語に需要があるがどうかとICTの整備環境がということでございますけれども。こちら特色教育活動につきましては、その需要とか県として進めていきたい項目を毎年、踏まえながら検討して設定しているところでございます。こちらは、もし需要がないということでございましたら、委員のおっしゃるとおり、ちょっと別のところに振り分ける対応の方を進めていこうと思っておりますけれども、こちらはですね、引き続き申請があるかないか、そのあたりを確認していきまして、検討していこうと思っております。以上でございます。

○中野会長 はい、委員。

○委員 意味がわからなかったんですけど、物価上昇の方ですね。先生も、要は冷暖房費が上がってたり、食料品が上がっているから大変なんだよってという意味も含めて、人件費上げてくれっていうことです。そうじゃないと先生の数が減っていくということなので、先生も物価上昇にあたるんじゃないかなということについて1つ質問します。

それと特色加算というのは、補助率が低い項目の補助上限を増額するって書いてあるんですが、少なくとも第2外国語をやりたいっていう、中高生とか学校を聞いたことがないんですね。本当にあるんでしょうか。それよりも、部活をね、スポーツのお金が足りなくて寄付してくれとかよく聞くんですけども、考えるとはおっしゃっていたんですけども、本当にここは重要なところでね。まず第2外国語の要望がどのぐらいあるのか、それからスポーツとか文化で足りないっていうような話はあるのか、お聞かせください。

○中野会長 事務局、どうぞ。

○事務局 それでは、まず私の方から人件費についてですが、前年度決算ベースでありますので、今回例えば、今年度の上昇については、来年度の配分へ反映される形になります。ただ、どうしても今年度中に対応しなければならないといった事態とかそういった声がもし強いということであれば、今年度に再度検討させていただければと思います。

○中野会長 第2外国語について、どうぞ。

○事務局 資料を整理している間にお話させていただきますと、先生方はよくご存知かもしれませんが、第2外国語を実施している学校は実はございます。ドイツ語であったりとか、フランス語であったりとか、そういった形で授業を設定しているところもございまして、ある程度の需要はある

と思っております。

○事務局 今ちょっと英語と英語以外の項目につきまして需要を確認したんですけど、改めて確認できる資料がありませんでしたので、第2回までに確認しまして、回答させていただければと思います。申し訳ございません。

○中野会長 それでよろしいですか。

○委員 別に数字が欲しかったわけではないんですけども。いずれにしても、子供や学校が望むところに政策誘導しなきゃいけないかなってということなので、是非、見直しをしていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。特色を出していただく一環という形での配分の方針を立てさせていただいていますので、逆に第2外国語を、その高校の学校の特色として打ち出すということももしあるのであれば、使っていただくというのは、基本的なスタイルでございます。ただ、おっしゃるとおり、全くニーズがないというような形がずっと続くのであれば、また検討していくような方向になるかと思えます。

○委員 よろしくお願ひします。

○中野会長 その他にございますか。はい、委員。

○委員 13ページの物価上昇率を経費関係のみに反映させる話で、私の方でも人件費の方ですね、最低賃金の見直しが今年度も行われており、かなり上がるということが予想されます。この最低賃金についての大きい見直しが去年くらいから始まっていますが、どうしてもそれが決算に反映するってのが遅れ遅れになってくると思います。最低賃金が上がってくるということは、当然ながら今いる方を含めた号俸級の見直しが必要になってくるということで、遅れて現れる分をなるべく早く手当てをしてあげないといけない必要性から考えますと経費関係だけではなくて人件費についても賃金が上がっていく分については手当てや見直しが必要になっていくと考えられますので、そちらの方も御検討いただければと思います。

○中野会長 ありがとうございます。今の委員の質問は、人件費の部分では前年度、上昇がみられなかったということですよ。

○事務局 はい。

○中野会長 だから、その他の経費については物価を加味すると。でも人件費が上がっているという声が多いのですが、委員どうですか。1人当たりの人件費が伸びているとかあるのですか。

○委員 はい。これ正直申しましてもう私立学校って学校運営の6割7割が人件費になります。はっきり言って支出はほとんど人件費です。私立学校ってどこも給料表を割と高い対応で、例外作らずの形をとっていると思うんですが、要するに財源が見込めないということで給与表の改定できないんですよ。実際問題、公立が調整手当てを上げて、給与を上げてっていうような状況で、もう本当に戦々恐々としています。あれに対応するためには、私学の給与を上げるっていうことを何か

しら考えていかなきゃいけない。でも給与上げるために財源が見えなきゃいけない。でもその財源を上げるっていうのは、それこそ私立学校の場合は、収入の運営費補助金と、結局授業料、もうそこしかないんで、基本的には。後はもう寄付をするとかです。その財源がつかれる何かしらっていうのが見込めないと、逆に上げられないのは確かだと思います。今、その部分でいうと本校なんかでも例えば残業手当の支払いとかを、しっかり行うとか。それだけでも相当支出はやっぱり違う。おそらく幼稚園なんかもそうだと思うのですが、相当増えることになってくると思います。やっぱり公立さんと一番違うのは、労基法の中で、やってかなきゃいけないので、本当におっしゃっていただいたとおり、これから間違いなく人件費は増えるというところなので、逆にもう希望としては、本当にそれも増やしても大丈夫なような何かを事前に本当に準備をできたら大変ありがたいというのが本音です。

○中野会長 事務局、どうですか。

○事務局 はい。タイミングを見ながら、話し合いながら検討します。

○中野会長 はい、委員。

○委員 いつも相澤さん、山岸さんに非常に努力をいただいております。やはり先ほど委員とその他委員からお話あったようにですね、専修学校においても、やっぱり人件費の高騰、あるいは昨今、非常にいろんな材料費等値上げになっておりますけども、7ページを見ていただければですね、ちょっと専修学校の長年の懸案事項でございますけども、小中高、幼稚園さんの予算に比べて非常に専修学校の予算が少ない。18歳人口が減少しまして、対前年と入っておりますけど、まだまだやはり職業教育についてはですね、専修学校は担う役割は高いと思っておりますし、今後、やはり小中高、専修学校に行って、なおかつ埼玉県内に全部就職してもらうという観点からいってもですね、今後ますます県の方たちが御努力いただきまして、小中高並みとは言えませんが、せめて、この予算をですね、1.5倍ぐらいにさせていただきたいと考えております。よろしく願います。

○中野会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局 先ほど予算の補助単価の増加ということで、御意見をいただきましたが、私どもの方は来年度の予算要望としてお受けいたしまして、財政当局といろいろ協議を進めていきたいと思っております。

○中野会長 はい、委員。

○委員 19ページ。幼稚園の人材確保がとても難しくなっているという一つの要因に先生方の保育園志向というのが多いという中で、処遇改善費というのが保育園には、よりたくさん支給されているという課題ですが、そこで新しい方向性として、先生が働けるように加算していただければありがたいと思っております。一定勤続年数以上というのは、どのくらいの年数か教えていただければと思います。

○中野会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局 一定年数がどのくらいかという御質問でしたが、埼玉県 averages 年数を境に加算をさせていただきます。

○中野会長 何年ですか。

○事務局 今、平均が約7.8年ですので、そこを目安に加算をさせていただきたいと考えております。

○中野会長 その他にありますか。はい、委員どうぞ。

○委員 専修各種学校の、先ほど委員さんから質問がありました、従来の学校医に加えて、スクールカウンセラーを配置する学校に対しての加算措置を行うというふうにありますか、この規模ですね。どの程度の学校に対して、こういった形で要望があって配置をして、加算を行う予定なのかその点についてお伺いします。

○中野会長 事務局、どうぞ。

○事務局 スクールカウンセラーの関係になります。事前に専修各種学校協会にですね、いろいろ御意見をいただいて、スクールカウンセラーに対する加算を設置するというので、今回方向性の方を示させていただいているところなんですけども。すべての学校に対して御意見をいただくというよりも、今回協会を通して、いろいろ調整させていただいたということで、回答の方、させていただきます。

○中野会長 おおむね、何校中何校が対象になりそうか。

○事務局 令和5年度私立学校運営費補助金につきましては、交付しているのが全部で52校ございます。現時点で、その52校のうち、スクールカウンセラーを導入している学校につきましては21校でございます。残りまだ約30校ございますので、我々としてはこちらの運営費補助金の配分を設けることによって、幅広くスクールカウンセラーを導入できるように推進をしていきたいと考えております。

○委員 このスクールカウンセラーはですね、専修学校に限らず、小中高さんも言えるかなと思いますが、特に小中高、幼稚園さんについては、計画立ててですね、非常に厳しい状況から、教職のお金をですね、その辺はよく御存知だと思います。そういったもののカウンセラーとしてですね。専修学校においてはやっぱり、特に医療系ですね、実習に行きます。それと色々な患者さんと対峙します。そうするとへこんで帰ってきます。やはりそういった人たちをやっぱりスクールカウンセラーが面談し、心を癒してくれる。それで次の週にまた頑張っていく。あるいは、同じ形態かもしれませんが、教職員が変わっても、いろんな学生がいるわけですね。いろんな父兄です。やはり教職員にとっても、そういったカウンセラーによって癒されていくと、そういった観点からもスクールカウンセラーの設置ということですね、担当の方にお願ひしました。

○委員 今、委員さんからありましたし、当然、小中高、公立も含めてですねスクールカウンセラーが少しでも配置されることが望ましい。できれば全校に配置されるのが、望ましいと思いますし、

今おっしゃられたとおり、医療系だったりすると、大変な精神的な負担があると思いますので、私はこのスクールカウンセラーの話をどんどんしてもらいたい。52校中、現在21校ですけれども、できれば全校配置ぐらいにさせていただきたいんですが、この加算措置を行ってですね、どの程度、全校配置ぐらいまで踏み込んでいくのか、こういう方向性を出しているわけですから、どの程度でですね、新たに配置を考えているのか、見通しについてお聞かせください。

○中野会長 事務局、どうぞ。

○事務局 まず加算措置として設けるからにはですね、今おっしゃられたとおり、すべての学校に対して、推進をしていきたいということはあるんですけども、ただ学校に個別に意見を伺ってみると、費用負担があって、なかなか導入が進まないですとか、スクールカウンセラーに適切な人が見つからないといった御意見をいただいておりますので、そういった課題に対して一つ一つ解決できるようにですね、県としてもサポートできることはやりながら、すべての学校に設置できるように努めていきたいと考えております。

○委員 はい。わかりました。

○委員 これはですね、ちょっと心理カウンセラーって、臨床心理士の資格がないとできないんですよ。当然費用も高いわけですよ。ですけど、中にはね、当校のスクールカウンセラーのように安く週1で、専任として来ていただくこともできます。これは、専修学校協会から積極的にスクールカウンセラーを導入するように働きかけます。

○中野会長 確認なんですけど、今21校がスクールカウンセラーを設置しているということですが、21校も対象なんですよ。

○事務局 はい、対象となります。

○中野会長 その他に御質問ありますか。

委員の皆様から様々な御意見がございましたので、これらの御意見を踏まえ、次回の審議会に向け、事務局で精査した上で「令和6年度運営費補助金配分の基本方針」の案を整理してください。

それでは以上で、議事は終了です。恐れ入りますが、傍聴者の方はこれにて御退席ください。

〔傍聴者退室〕

○中野会長 それではこれで、進行の任を解かせていただきます。後の進行は、事務局にお任せいたします。

12 閉会

○司会 会長ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。

最後に、次回の審議会は9月を予定しております。本日、お手元に日程調整表を配布いたしましたので、後日事務局まで御送付くださるようお願いいたします。皆様の回答を集約次第、開催日時を御連

絡いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。
(1時間41分)